持込ニュース23%50

* 本紙は持込事業者の皆さまにお届けしています *

令和5年3月20日発行 東京二十三区清掃一部事務組合 施設管理部 管理課



不法投棄は犯罪です!!

材質が紙とプラスチックの混合物であり、産業廃棄物であるコロナワクチンシールを一般廃棄物と称して清掃工場に搬入。廃棄物処理手数料の減免制度を悪用し、半額の手数料で不法投棄する悪質な事案が発生しました。ニュースやインターネット等で報道され、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」違反で有罪が確定。不適正な収集運搬を行った法人の代表者に懲役1年6ヵ月(執行猶予3年)と罰金50万円が併科されました。また、法人にも罰金200万円が科されました。









※廃棄物の処理及び清掃に関する法律(一部抜粋)

第 14 条第 15 項 受託違反

個人・・5 年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金又は併科。法人・・1,000 万円以下の罰金。 第 16 条 投棄禁止

個人・・5 年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金又は併科。法人・・3 億円以下の罰金。

清掃工場への産業廃棄物の持込みは不法投棄となります!!

【受入基準についての問合せ】

管理課搬入指導係 ☎03-6238-0731

令和5年度 定期点検補修・中間点検の予定について

令和5年度の各清掃工場における、定期点検補修・中間点検の予定時期をお知らせします。 搬入先の変更については、以下の期間に加え、前後数週間の調整期間を含めたものになりま す。したがって、「搬入先の変更期間」と「定期点検補修・中間点検の期間」は一致するもので はありません。以下の表は、目安としてご活用ください。

工場名	定期点検補修	中間点検	工場名	定期点検補修	中間点検
中央	4月 ~ 7月	11月~12月	豊島	4月~ 7月	11月~12月
······· 港	7月 ~ 12月	-	板橋	7月 ~ 11月	1月~ 2月
品川	7月 ~ 10月	1月~ 2月	練馬	10月~12月	4月~ 5月
目黒	_	11月~12月	光が丘	1月~ 3月	7月~ 8月
大田	1月~ 3月	6月~ 8月	墨田	1月~ 3月	6月~ 7月
多摩川	4月 ~ 7月	11月~12月	新江東	7月 ~ 11月	1月~ 3月
※世田谷	7月 ~ 11月	1月~ 2月	有明	4月~ 8月	11月~12月
千歳	-	6月	足立	10月~12月	4月~ 5月
渋谷	1月~ 2月	6月	葛飾	4月~ 7月	11月~12月
杉並	1月~ 3月	7月~ 8月			

[※]世田谷清掃工場は調整停止のため、点検等とは別に4月から5月まで停止します。

年度途中での搬入計画の変更について

作業場所の増減などにより、ごみ量の増減が見込まれるときは、搬入計画を変更することができます。変更要望は、<u>まず、お電話にてご相談ください</u>。

※変更は、4月3日(月)を初回として原則毎週月曜日付け(※4月・5月・翌3月は隔週での変更となります。)で行います。詳しくは、継続持込管理システムのお知らせ欄の【搬入計画の変更要望について】をご覧ください。

継続持込管理システム URL https://seisou-23.tokyo/henkou/ 【搬入計画の問合せ】TEL 03-6238-0827

廃棄物区別排出割合の調査について

※白己持认事業者様対象

組合及び23区の行政計画の策定や、ごみ減量の取組の参考とするため、自己持込事業者様には、廃棄物区別排出割合の調査を実施しています。令和4年度分についても、令和5年4月中旬頃実施しますので、回答をお願いします。

発行:東京二十三区清掃一部事務組合

施設管理部管理課 搬入承認•手数料係

T102-0072

東京都千代田区飯田橋三丁目 5 番 1 号 東京区政会館 13 階 TEL 03 (6238) 0737 FAX 03 (6238) 0740 清掃工場のお兄さん

印刷物登録 令和4年度 第142号

ご協力お願いします。

[※]千歳清掃工場は延命化工事のため、令和6年2月頃から停止します。